

実特法に基づく「居住地国」の届出について

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等の特例等に関する法律（略称：実特法）等の規定により、金融機関において所定のお取引を行う場合には、「お客さまが居住者として租税を課される国（居住地国）はどこか」について、お客さまからのご申告・お届けにより確認させていただいたうえで、国外・国内の法律に基づき、必要に応じて税務当局へ報告することが義務付けられています。

私の実特法に基づく「居住地国」は日本のみです。

※ 実特法に基づく居住地国が日本以外にある場合、口座開設のお申込みをいただくことはできません。